

# 保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

| ▼一般健康相談                | 期日                  | 受付時間          | 相談を受ける人       |
|------------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 健康相談                   | 1月19日(火)            | 午後1時～1時15分    | 医師・保健師・栄養士    |
| こころの健康相談<br>(治療中の人は除く) | 1月13日(水)            | 午後1時15分～3時    | カウンセラー・保健師    |
|                        | 1月27日(水)            | 午後1時15分～2時30分 | 精神科医師・保健師     |
| ▼乳幼児健診・相談              | 期日                  | 受付時間          | 対象            |
| 赤ちゃん相談・4カ月             | 1月22日(金)            | 午前9時～午後2時     | 令和2年9月生まれ     |
| 赤ちゃん相談・10カ月            | 1月18日(月)            |               | 令和2年3月生まれ     |
| 1歳6カ月児健診               | 1月7日(水)<br>・21日(水)  | 午前9時～午後3時     | 令和元年6月生まれ     |
| 2歳児歯科健診                | 1月14日(水)            |               | 平成30年6月生まれ    |
| 3歳児健診                  | 1月27日(水)<br>・28日(水) |               | 平成29年7月生まれ    |
| こころの発達相談               | 1月12日(火)            | 午前9時～10時50分   | 心理発達に心配のある乳幼児 |
| 離乳食相談                  | 1月29日(金)            | 午前9時～午後3時     | 生後4～11カ月の乳児   |

※健診・相談は全て予約制です。申し込みは健康増進課へ。

- **母親学級(予約制)**…主に初めて母親になる人が対象
- **パパマクラス(予約制)**…妊婦とその家族が対象  
※日時などくわしくは健康増進課へ。
- **こんにちは赤ちゃん事業**…生後4カ月までの赤ちゃんが対象  
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊内)を健康増進課へ送付。



## みんなおいでよ! なかよしひろば

市では、午前9時～午後4時30分に子ども館・三里塚コミュニティセンター・もりんぴあこづの一部を市内在住の乳幼児と保護者が自由に遊べる場「なかよしひろば」として開放しています(各施設の休館日を除く)。

各なかよしひろばは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、予約制で運営しています。

絵本の読み聞かせや身体測定、子育てに関する相談などは随時行っています。また、各種イベントも順次再開しています。くわしくは各なかよしひろばへ。

**問い合わせ先**

- 子ども館なかよしひろば  
…☎20-6300
- 三里塚なかよしひろば  
…☎37-3922
- 公津の杜なかよしひろば  
…☎27-7300



### 献血にご協力ください

**【成田市第2駐車場(薬師堂前)】**  
1月2日(土)～4日(月) 午前10時～11時45分、午後1時～4時

**【イオンモール成田】**  
1月5日(火)・6日(水)・9日(土)・10日(日) 午前10時30分～4時

**【保健福祉館】**  
1月20日(水) 午前9時30分～午後4時15分  
※日程は変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所推進課(☎043-241-8332)へ。

### こども急病電話相談

☎ #8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、午後7時～翌午前6時・年中無休

### 成田市医療相談ホットライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。

☎ 0120-24-1130

### 日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。

- 成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
- 藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)
- 聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
- ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
- なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

### 急病診療所 ☎27-1116

赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

| 受付日時   | 診療科目            |
|--|-----------------|
| 毎日(休診日なし)<br>午後7時～10時45分                               | 内科<br>小児科       |
| 日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日<br>午前10時～午後4時45分     | 内科<br>小児科<br>外科 |
| 祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日<br>午前10時～午後4時45分 | 歯科              |

※症状や年齢によって対応が難しい場合がありますので、事前に連絡してください。

講演会と講座を開催

精神障がい者ピアサポーター

ピアサポーターは、病気や障がいのある人と同じ立場から支える支援者です。

今回はビデオ通話サービス「Zoom」を使って講演会と講座をオンライン開催します。インターネット環境が必要になりますので注意してください。

期日＝3月14日(日)

参加費＝無料

申込方法＝Eメールで住所・氏名・電話番号・参加希望のイベント名を成田市社会福祉協議会(Eメールoffice@nari-tashakyo.or.jp)へ

精神保健福祉講演会

時間＝午後1時30分～3時

テーマ＝あなたとわたしのピア・サポーター

定員＝50人(先着順)

精神障がい者ピアサポーター養成講座

時間＝午後3時20分～4時20分

対象＝過去に精神障がい者ピアサポーター養成講座を受講した人や精神障がいを持つ人、関係機関の職員

定員＝20人(先着順)

※くわしくは成田市社会福祉協議会(☎27-7755)へ。

余っている食品を募集

フードドライブ

フードドライブは、家庭や企業などで余っている食品を持ち寄り、生活に困っている人に寄付する活動です。

募集期間＝1月18日(月)～2月26日(金)

受付場所＝成田市社会福祉協議会(保健福祉館内)、暮らしサポート成田(商工会館1階)

募集内容＝穀類(米・麺類など)、缶詰、レトルト・インスタント食品などで、次の全てに当てはまる物

- 未開封
- 賞味期限まで2カ月以上ある
- 常温で保存できる

※くわしくは成田市社会福祉協議会(☎27-7755)へ。

利用料の一部を支給

幼児教育・保育の無償化

対象＝幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者

対象となる利用料＝10～12月分の利用料

請求書配布場所＝保育課(市役所2階)、各幼稚園、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00008.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html))

申請方法＝1月20日(水)(当日消印有効)までに請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(市役所2階 ☎286-8585 花崎町760)へ。窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20-1607)へ。

申請は3月31日まで

インフルエンザ予防接種費用助成

インフルエンザの予防接種を受け、助成の対象となっている人は早めに申請してください。

申請に必要な物＝インフルエンザ予防接種助成申請書、領収書・明細書などの原本、印鑑(窓口で申請する場合)、振込先口座が確認できる物、委任状(振込先が本人以外の場合)、母子健康手帳(妊婦の場合。郵送は表紙の写し)

申請方法＝3月31日(水)(当日消印有効)までに申請に必要な物を直接または郵送で健康増進課(保健福祉館内 ☎286-0017 赤坂1-3-1)へ

※くわしくは同課(☎27-1111)へ。

更新手続きを忘れずに

指定難病等見舞金

市では、指定難病や小児慢性特定疾病などで治療を受けている人に、見舞金を支給しています。受給には、受給者証の有効期限ごとに更新が必要です。保健所で交付された新しい受給者証を持って、障がい者福祉課(市役所議会棟1階)、下総・大栄支所で手続きしてください。

見舞金＝月額5,000円

支給月＝4・10月

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

確定申告用に発行

おむつ使用確認書

介護などで使用したおむつ代を医療費控除の対象として確定申告する場合、初めて申告する年は、医療費控除の明細書と医師が発行するおむつ使用証明書の提出が必要です。

介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の申告手続きが2回目以降の人は、次の要件に当てはまる場合、おむつ使用証明書に代えて、市が発行するおむつ使用確認書を使用して控除を受けられます。

○市が保有する要介護認定に関する資料(主治医意見書)から、寝たきり状態にあり、尿失禁が発生する可能性があることを確認できる(主治医意見書が令和元年中に作成されているときは、認定の有効期間が13カ月以上であること)

※くわしくは確認書の交付については介護保険課(☎20-1545)、医療費控除については市民税課(☎20-1513)へ。

健康を考えた生活習慣を

新成人の皆さんへ

成人をきっかけに日頃の生活習慣を見直し、将来の自分や周囲の人の健康を考えて行動しましょう。

喫煙と過度の飲酒に注意

喫煙は、がんや動脈硬化、呼吸器疾患などの原因になり、長期間継続すると運動時の息切れや呼吸困難を引き起こします。

また、過度の飲酒は食生活が偏り、肥満や肝臓病の原因になりますので注意しましょう。

新型コロナウイルス感染症対策を

若い世代は細菌やウイルスに対する抵抗力が強く、新型コロナウイルス感染症による重症化のリスクは低いとされています。しかし、高齢者などの重症化のリスクが高い人に感染を広げてしまう可能性があります。

皆さん一人一人の対策で他人への感染を食い止め、多くの人の命を救うことができます。感染症対策にご協力をお願いします。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。